



この計画は、平成 30 年度から3年間の 65 歳以上の高齢者施策と介護保険に関することを定めたものですので、町民の皆様にお知らせします。

●問合せ先：役場保健福祉課高齢者福祉係（Tel 576-5000）
役場町民課保険医療係（Tel 576-2114）

浦幌町老人福祉計画

第7期介護保険事業計画【概要版】

【2018(平成 30)年度～2020(平成 32)年度】

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

この計画は、本町の 65 歳以上の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と介護予防の推進を図ることを目的としています。

2 計画の背景と趣旨

本町においては、平成 29 年 10 月 1 日現在で 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は約 40 パーセントに達し、今後も上昇を続けることが予測されます。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活の支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をそれぞれの地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。

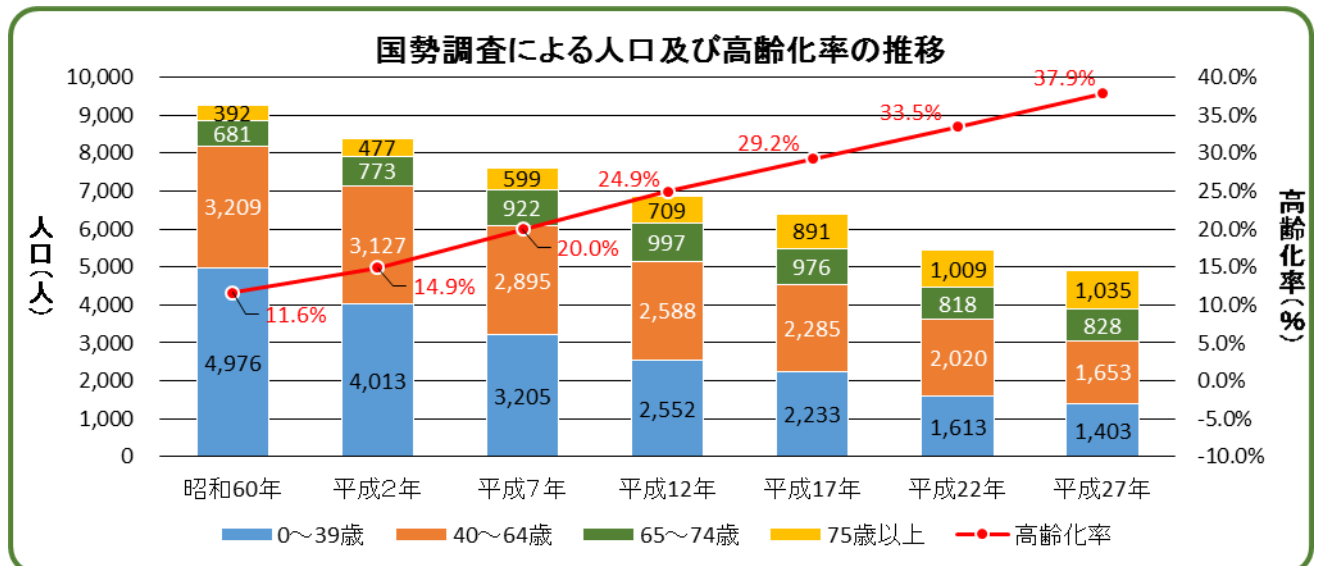
3 計画期間

この計画の計画期間は、2018(平成 30)年度から 2020(平成 32)年度までの3か年とします。

第2章 高齢者を取り巻く状況

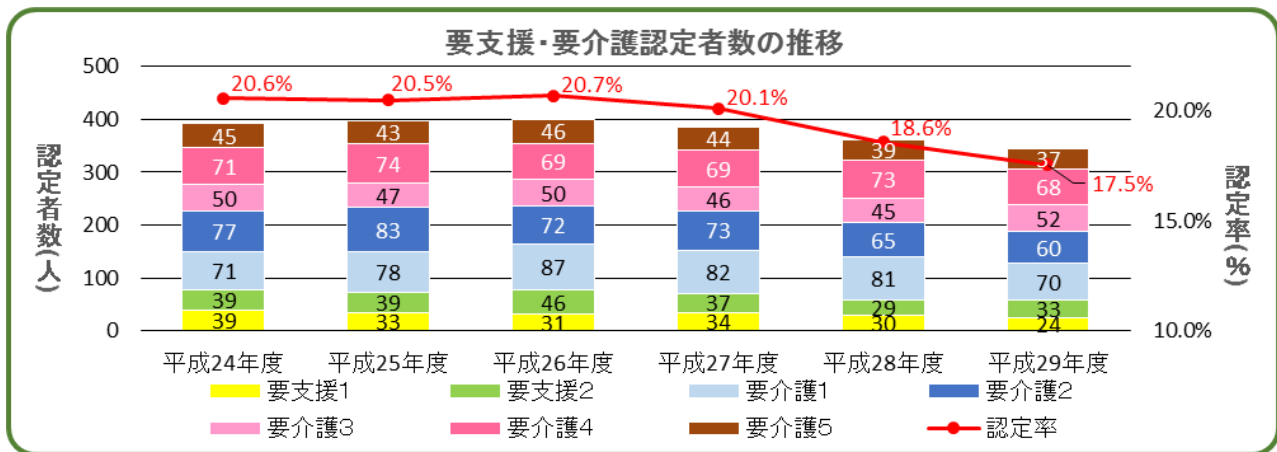
1 人口の推移

国勢調査による総人口は年々減少しており、平成 27 年調査時に 5,000 人を切っています。年齢区分で見ると、高齢者人口は平成 27 年調査時に 1,863 人で年々増加しており、うち 75 歳以上は 1,035 人で、昭和 60 年と比較すると 2.6 倍(643 人)増加している状況です。一方で、64 歳までの年少人口及び生産年齢人口は減少しており、平成 22 年から平成 27 年の増減で見ると、39 歳以下は 13.0% (210 人) 減、40～64 歳は 18.2% (367 人) 減となっています。このように、浦幌町では少子高齢化が進んでいます。



2 要支援・要介護認定率の推移

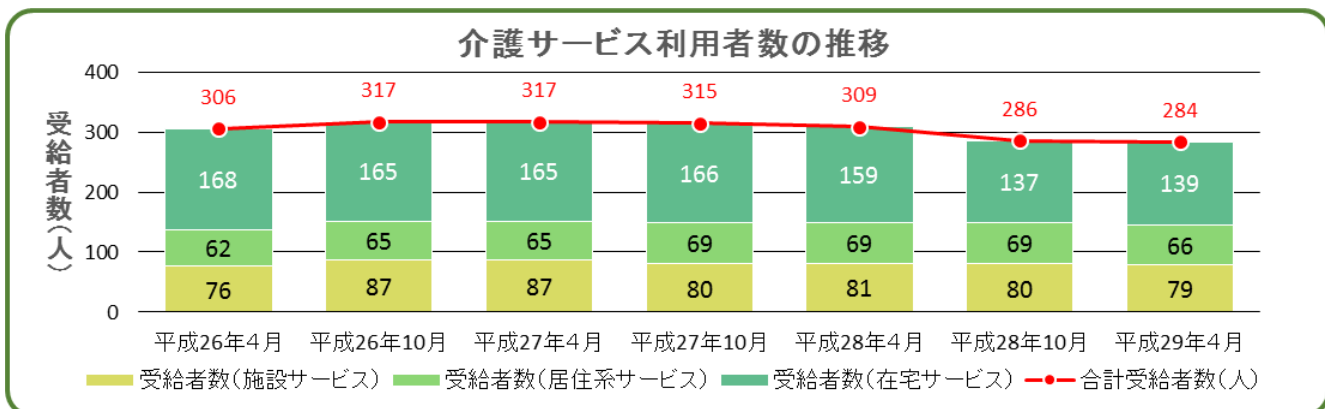
第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）で介護等が必要であると認定されるとした65歳以上の高齢者は、1,937人のうち424人（認定率21.9%）として推計していましたが、実際には計画を大きく下回り、平成29年度において344人（認定率17.5%）が要介護等に認定され、計画より80人少なくなりました。



3 施設・居住系・在宅サービス受給者数

介護サービスを利用した方は、平成26年から増加し平成27年4月には317人でしたが、平成29年4月には284人となり10.4%減少しています。介護サービスの種類別にみると、在宅サービス（自宅に訪問・日帰りで施設へ・施設に短期泊まるなど）が最も多く、次に施設サービス（特老や老健に入所）、そして居住系サービス（介護老人ホームやグループホームに入所など）の順番になっています。

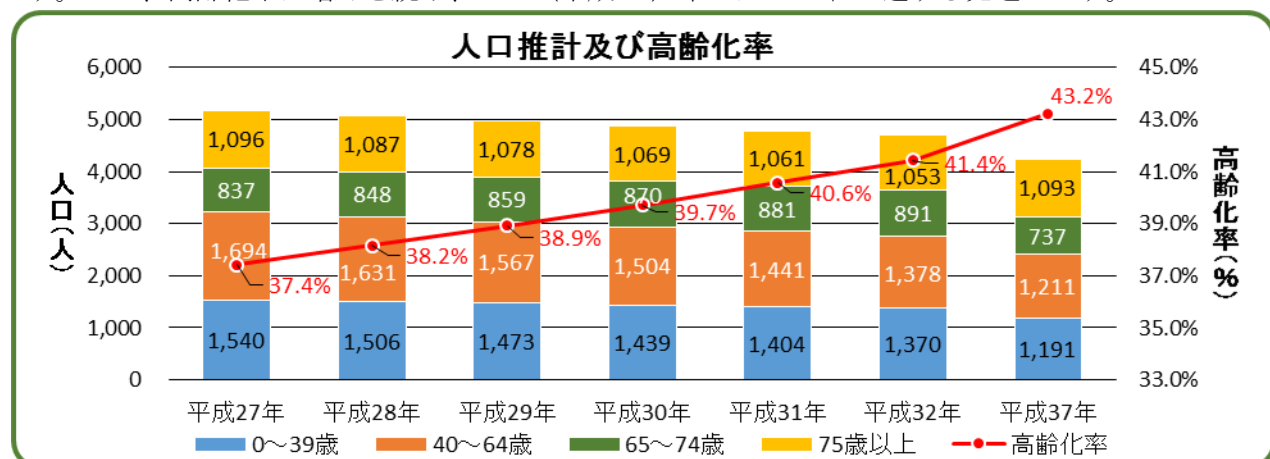
なお、在宅サービスを利用した方は、平成26年4月で168人でしたが、平成29年4月には139人となり、29人（17.3%）減少しまして、施設・居住系サービスの利用者数に変動が少ない状況となっています。



第3章 将来推計

1 人口と高齢化率の推計

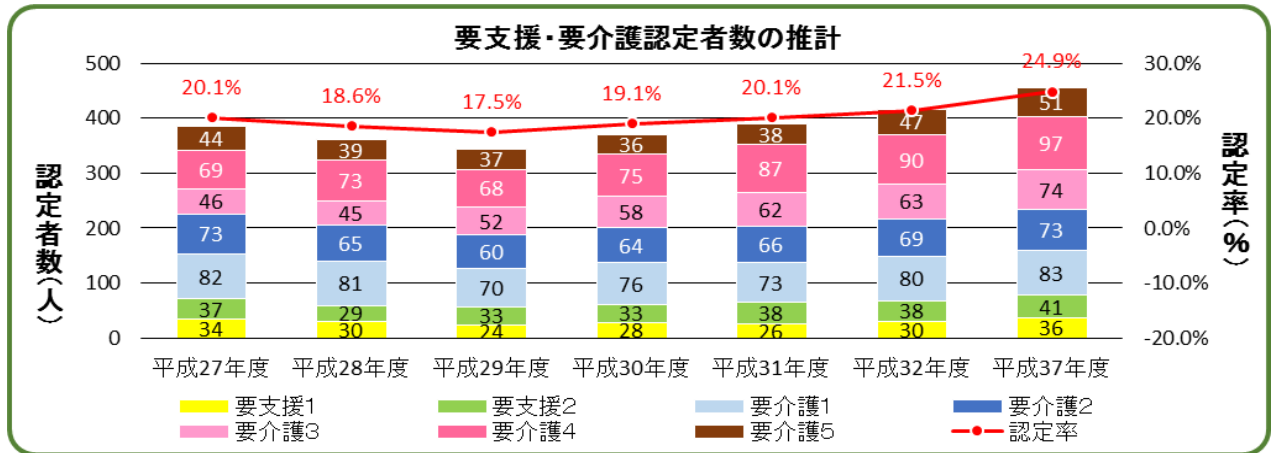
住民基本台帳の人口などを基に算出した人口推計をみると総人口は年々減少し、2025（平成37）年は、平成27年から18.1%（935人）減となる4,232人と推計されます。一方で65歳以上の高齢者人口は、2020（平成32）年までは増加するとしていますが、2025（平成37）年には1,830人と減少することが予測されます。また、高齢化率は増加を続け、2025（平成37）年には43.2%に達する見通しです。



2 要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上の要支援・要介護認定者数の推計をみると、本計画の最終年度となる2020（平成32）年度には、平成27年度から8.3%（32人）増となる417人と推計されます。また、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年度には455人で、平成27年度から18.2%（70人）増となることが予測されます。

認定率をみると、平成29年度まで減少傾向にあったものの、平成30年度以降は増加する傾向にあり、2025（平成37）年度には4人に一人が認定されることが予測されます。



第4章 計画の基本的な考え方と施策の推進

1 基本理念

ともに支え みんなで創る いつまでも暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本目標Ⅰ 社会参加と生きがいの推進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

【施策の内容】

- ①社会活動の促進 ②生涯学習等への支援 ③就労への支援

基本目標Ⅱ

高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。また、様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。

【施策の内容】

- ①地域包括ケアシステムの構築 ②在宅医療・介護連携の推進 ③生活支援体制整備事業の推進
④認知症予防と支援策の推進 ⑤権利擁護の推進 ⑥安心・安全に暮らせる生活環境の整備

基本目標Ⅲ

介護予防と生活支援の充実

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康で長生きができるための高齢者の健康づくりを推進します。また、高齢者の状態像に応じて、介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

【施策の内容】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ②高齢者在宅福祉支援サービスの充実 ③家族介護支援サービスの充実

基本目標Ⅳ

介護サービス等の充実

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活することができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、家族の負担軽減及び相談支援の充実にも努めます。

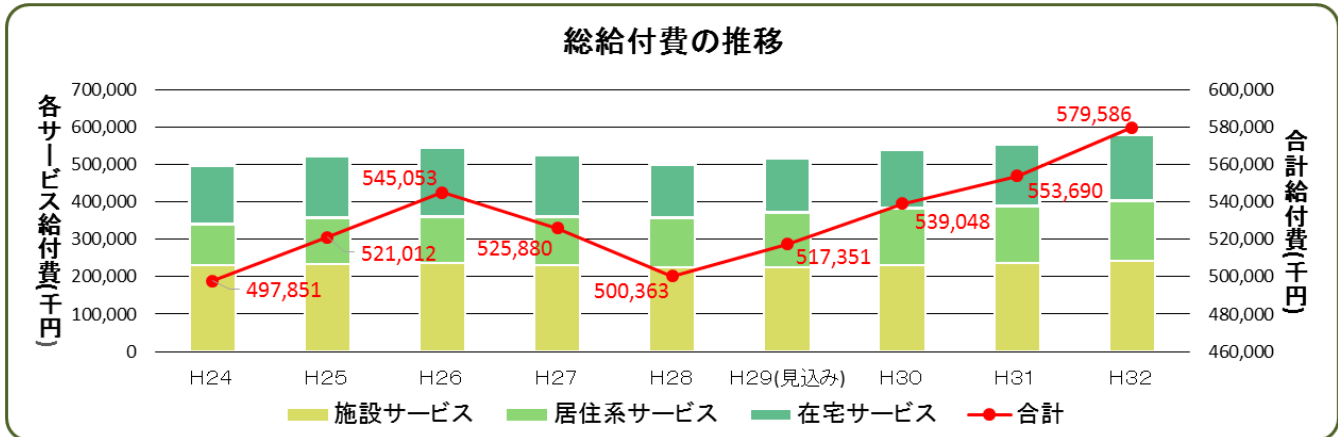
【施策の内容】

- ①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設サービスの充実 ④介護保険サービスの利用の円滑化に向けた取り組み ⑤介護給付費の適正化 ⑥質の高い介護サービスの提供の推進 ⑦介護保険を補完する事業の推進

第5章 介護保険の給付費と保険料

1 総給付費の推計

介護保険に必要な費用（総給付費）の推移を見ると平成24年度から9.5%上昇し、平成26年度から平成28年度にかけて8.2%減少しましたが、平成29年度には3.3%増加する見込みとなり、第7期計画期間においても同様に増加するとして推計しています。



2 介護保険料の算定

平成30年度から3年間の65歳以上の方の保険料は、平成29年度までに介護サービスを利用した方が少なかったこともあり、介護給付費準備基金（貯金）が5,000万円（見込）積立てることができましたので、この基金を保険料の原資として取り崩し、保険料額の上昇抑制に活用します。

【65歳以上の保険者保険料の算定】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|---|--------------------------------|-----------|-----------|---------------|
| 介護保険に必要な総額 (A) | 637,878千円 | 665,986千円 | 704,451千円 | 2,008,315千円 |
| 65歳以上の方の負担分相当額 【A×65歳以上の方の負担割合(23%)】 (B) | 146,712千円 | 153,177千円 | 162,024千円 | 461,913千円 |
| 国からの調整交付金相当額 【5%+α】 (C) | 23,033千円 | 22,109千円 | 21,945千円 | 67,087千円 |
| 介護給付費準備基金取崩額 (D) | | | | 50,000千円 |
| 実際に必要な保険料収納必要額 【B-C-D】 (E) | | | | 344,826千円 |
| 予定保険料収納率 (F) | 99.00% | | | |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (65歳以上の補正後人数) (G) | 1,789人 | 1,792人 | 1,794人 | 5,375人 |
| 保険料基準額(年額) 【E÷F÷G】 (H) | (平成27~29年度の保険料基準額(年額) 66,600円) | | | 64,800円 |
| 保険料基準額(月額) 【H÷12】 | (平成27~29年度の保険料基準額(月額) 5,550円) | | | 5,400円 |

3 65歳以上の方の所得段階区分の保険料

介護保険料は、65歳以上の方及びその世帯の住民税課税状況や所得に応じて、9段階に設定し納めていただいています。なお、第1段階の保険料率については、低所得者対策により0.5から0.45に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

| 所得段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 保険料(年額) | 29,100 | 48,600 | 48,600 | 58,300 | 64,800 | 77,700 | 84,200 | 97,200 | 110,100 |
| 増減※ | △800 | △1,300 | △1,300 | △1,600 | △1,800 | △2,200 | △2,300 | △2,700 | △3,100 |

| 所得段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 |
|------|------------------------|----------------------|-------------|-------------|---------------------|---------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 税率 | 0.45 | 0.75 | 0.75 | 0.90 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 |
| 課税区分 | 世帯全員非課税 【65歳以上の44%】 | 本人非課税 【65歳以上の26%】 | | | 本人課税 【65歳以上の30%】 | | | | |
| 所得要件 | 年金収入等80万円以下 | 年金収入等80万円超120万円以下 | 年金収入等120万円超 | 年金収入等80万円以下 | 年金収入等80万円超【基準額】 | 合計所得金額120万円未満 | 合計所得金額120万円以上200万円未満 | 合計所得金額200万円以上300万円未満 | 合計所得金額300万円以上 |

※ 増減は、平成27~29年度の保険料(年額)からの増減額です。